第三　特例の対象となる者

この告示による特例の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

一　特例インドネシア厚生労働省告示第二の一の2及び3に定める要件に適合するとして同告示第四の規定により、厚生労働省から、特例インドネシア人看護師候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

二　在留状況が良好であること。

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

一　過去三年間にインドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二　特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を特例インドネシア人看護師候補者に支払うこととしていること。

三　特例インドネシア人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、特例インドネシア人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

四　特例雇用受入れ施設が特例インドネシア厚生労働省告示第二の二に定める要件を満たしており、かつ、同施設で行う研修が同告示第二の三に定める要件を満たしていること。

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について平成二十四年一月一日現在で、四の特例雇用受入れ施設で行う研修の実施状況について平成二十三年十月一日現在で、それぞれ受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）第一の四の6に定める受入れ調整機関をいう。以下同じ。）を通じて地方入国管理局に報告することとしていること。

六　受け入れている特例インドネシア人看護師候補者との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者が失踪した場合にはこれを知った日時及び失踪状況について、受け入れている特例インドネシア人看護師候補者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第五に定める手続を経て指定された特例受入れ機関との雇用契約に基づく特例雇用受入れ施設における活動及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合にはこれを知った日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該特例インドネシア人看護師候補者の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。

第五　特例としての在留資格の変更の手続

一　第三のいずれにも該当し、かつ、病院における看護師の監督の下での研修を通じた必要な知識及び技術を修得する活動を継続しながら、平成二十三年度試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的として、特例受入れ機関との間における当該機関の業務に従事することを内容とする雇用契約を締結しようとするインドネシア人看護師候補者は、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、在留資格を特定活動とし、特例受入れ機関及び特例雇用受入れ施設を指定した在留期間を一年とする許可を受けるものとする。

二　一の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者であって、やむを得ない事情により特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を変更しようとするものは、法第二十条に規定する在留資格の変更の手続を経て、一の許可における在留期間の満了の日までの期間を新たな在留期間とし、新たな特例受入れ機関又は特例雇用受入れ施設を指定する許可を受けるものとする。

三　一又は二の許可を受けて本邦に在留する特例インドネシア人看護師候補者であって、看護師の資格を取得してインドネシア人看護師としての活動を行おうとするものは、指針第五の三の2に定める手続によるものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○法務省告示第三百六十八号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十六日

法務大臣　江田　五月

第三の一の2の㈠中「の受入れ及び」を「、フィリピン人看護師等（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六に規定するフィリピン人看護師等をいう。以下同じ。）及び特例インドネシア人看護師候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一に規定する特例インドネシア人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れ並びに」に、第三の二の2の㈠中「の受入れ及び」を「、フィリピン人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに」に、第三の三の2の㈠中「の受入れ及び」を「、フィリピン人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに」に、第三の四の2の㈠中「の受入れ及び」を「、フィリピン人看護師候補者の受入れ並びに」に改める。

○法務省告示第三百六十九号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十六日

法務大臣　江田　五月

第三の一の2の㈠中「の受入れ及び」を「、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の一に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）の受入れ並びに」に、第三の二の2の㈠中「の受入れ及び」を「、インドネシア人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに」に、第三の三の2の㈠中「の受入れ及び」を「、インドネシア人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに」に、第三の四の2の㈠中「の受入れ及び」を「、インドネシア人看護師候補者の受入れ並びに」に改める。

○外務省告示第二百五十七号

タジキスタン共和国政府は、平成八年十二月二十日にジュネーブで作成された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の加入書を平成二十三年五月二十四日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年八月二十四日にタジキスタン共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年五月二十四日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年七月二十六日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百五十八号

ルワンダ共和国政府は、「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約」の加入書を平成二十三年五月三十一日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年八月三十一日にルワンダ共和国について効力を生ずる。

（平成二十三年五月三十一日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十三年七月二十六日

外務大臣　松本　剛明